

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款 新旧対照表

下線部分が変更箇所

新	旧
<p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p>	<p>未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款</p>
<p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、<u>2016</u>年から<u>2023</u>年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、<u>2024</u>年から<u>2028</u>年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p>	<p>(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、<u>平成28</u>年から<u>平成35</u>年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、<u>平成36</u>年から<u>平成40</u>年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。</p>
<p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p>第27条 <u>2017</u>年から<u>2023</u>年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>(非課税口座のみなし開設)</p> <p>第27条 <u>平成29</u>年から<u>平成35</u>年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 (省 略)</p>
<p>(本契約の解除)</p> <p>第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～④ (現行どおり)</p> <p><u>⑤ お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日の翌日</u></p> <p><u>⑥</u> (現行どおり)</p>	<p>(本契約の解除)</p> <p>第28条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>①～④ (省 略)</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>⑤</u> (省 略)</p>
<p>附則</p> <p>この約款は、一部改正にて、<u>2019年12月1日</u>より適用させていただきます。 <u>成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。</u></p>	<p>附則</p> <p>この約款は、一部改正にて、<u>平成30年12月31日</u>より適用させていただきます。</p>